

熊野町

都市計画マスタープラン

～ 筆にのせて 未来を描く まちづくり ～



令和3年3月
熊野町

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、土地利用や道路、公園、下水道等の整備、自然環境の保全など、長期的視点に立った望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画であり、今後の都市計画の見直しや都市施設の整備を進める上での指針となるものです（都市計画法第18条の2）。

本格的な人口減少社会、少子高齢社会の到来、都市型災害や大規模な災害発生の懸念、環境への意識の高まりなど、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。

このような社会情勢の変化や現状の課題に適切に対応し、これまでのまちづくりの方針を検証して改善した上で、広域的にとらえたまちづくりを推進するための都市計画の基本的な方針を定めることを目的として、『熊野町都市計画マスタープラン』を策定します。

対象区域は本町全域とし、目標年度は概ね20年後の令和22年（2040年）を展望しつつ、10年後の令和12年（2030年）までとします。

2 まちづくりの目標

将来都市像



筆にのせて 未来を描く まちづくり

本町のシンボルであり、町民の暮らしを支えてきた筆（宝）を大切に、筆とともに町と町民の夢（未来）を描くまちづくりを目指します。

これからのまちづくりは、人口減少や災害の激甚化、感染症の世界的な蔓延など、これまで経験したことのない社会経済情勢に対応しながら取り組んでいくことが求められます。

かつて、平地の少ない熊野村では、農業だけでは生活が苦しかった時代がありました。

そのような中、若い村人たちが当時筆づくりの進んでいた地域から技術を習い、筆づくりの技が根づいていったといわれています。その後も戦争による影響で生産量の落ち込みなども経験してきましたが、幾度となく逆境を乗り越えてきました。

本町には、このように困難に立ち向かう底力があることを糧として、未曾有の事態においても、筆のように一本の筋の通った未来を描き、しなやかなまちづくりを目指します。

まちづくりの目標

社会・経済情勢の変化やまちづくりの課題を踏まえ、次のとおり、まちづくりの目標を設定します。

- | | | |
|-----|---------------------|---|
| 目標1 | 安心・安全で快適に暮らせるまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ハード整備・ソフト施策を組み合わせた災害に強いまちづくり 移動しやすい都市空間の創出、誰もが安心して暮らせるまちづくり |
| 目標2 | コンパクト+ネットワーク型のまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 必要な都市機能の確保、空き家・低未利用地の有効利用等 広域幹線道路の整備や公共交通の充実、交通ネットワークの強化 災害リスクの低い土地への居住誘導 |
| 目標3 | 活力・魅力満ちあふれるまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 筆や豊かな自然資源等の都市の魅力・個性を積極的に保全・活用 「新しい生活様式」に対応したゆとりある良好な居住環境の形成 地域コミュニティを今後も大切にしながら、交流人口の増加 |
| 目標4 | 人と自然が調和する美しいまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 都市と自然が共生する魅力あふれるまちづくり |
| 目標5 | 住民主体のまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 主体的にまちづくりを行う人材の育成、活躍できる環境の整備 住民、事業者、行政との協働・連携によるまちづくりの推進 |

3 将来都市構造

【拠点の設定】

都市拠点〔1箇所〕

町役場を中心とする商業地一帯

地域活動拠点〔2箇所〕

熊野団地周辺、深原地区公園周辺

産業拠点〔2箇所〕

深原地区、くまの産業団地

みどり・文化の拠点〔8箇所〕

深原地区公園、筆の里工房周辺、町民グランド周辺、呉地ダム、都市緑地、民間公園

【軸の設定】

広域連携軸

(主) 矢野安浦線、(主) 呉平谷線、(一) 瀬野呉線、(主) 矢野安浦線バイパス、(一) 瀬野呉線バイパス

生活連携軸

(主) 矢野安浦線、(一) 瀬野呉線

筆の軸

筆の里工房～中心市街地

【ゾーンの設定】

山なみゾーン

安芸アルプスをはじめとする山なみのスカイライン維持、山林、農地等の資源の活用を図るゾーン

田園集落ゾーン

農業集落と調和のとれた良好な田園環境の形成を図るゾーン

住工芸共生ゾーン

筆産業の育成、良好な田園景観と調和した住宅地の保護・育成を図るゾーン

住環境保全ゾーン

主に団地が形成される地区など、専用住宅地としての良好な住環境の保護・育成を図るゾーン

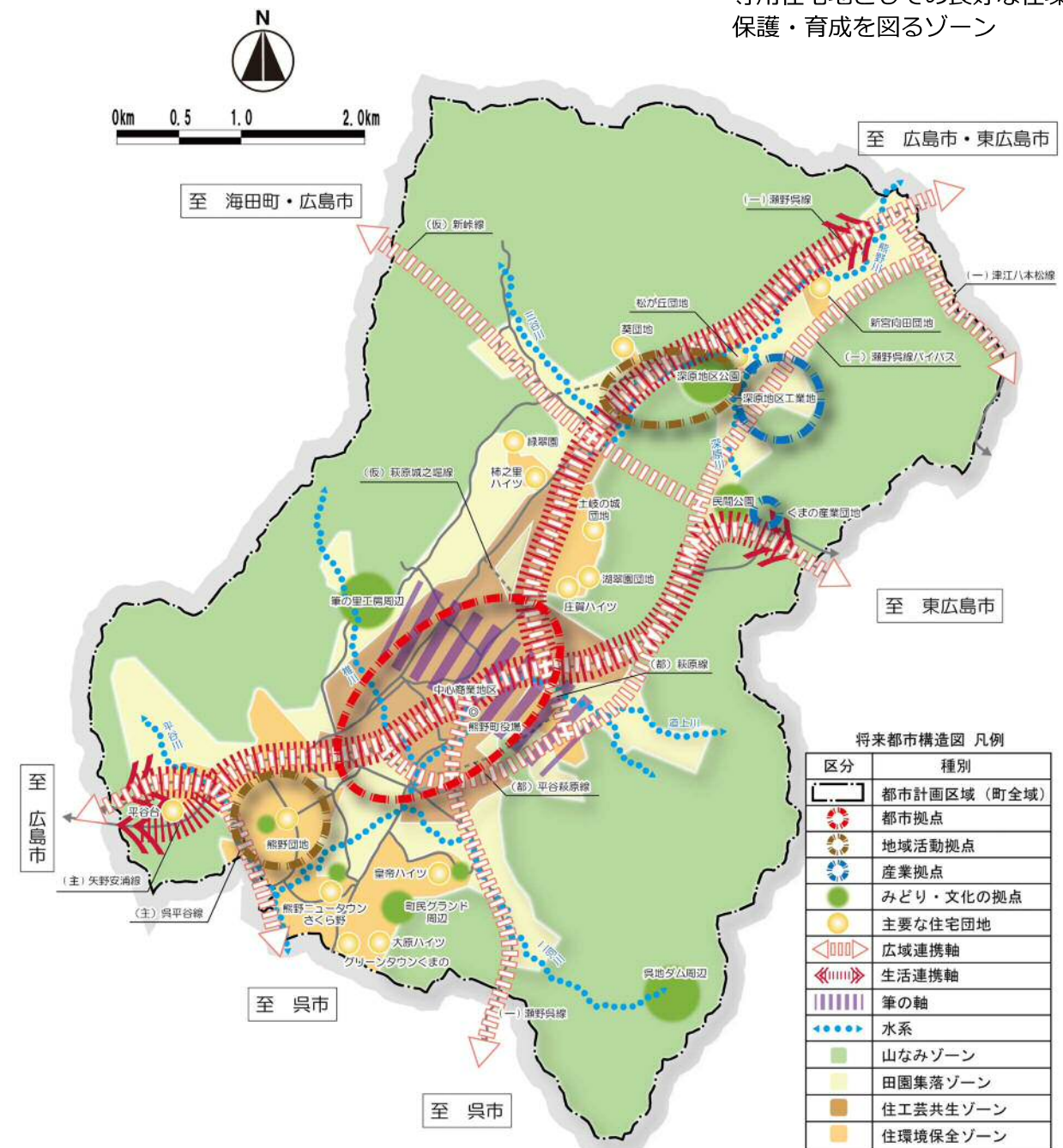


図 将来都市構造図

4 まちづくりの方針

1. 土地利用の方針

① コンパクトかつ自然を活かした市街地形成

- 無秩序な市街地の外延的拡大を防止するため、今後の市街地への編入は、工業系用途を対象に検討します。
- 市街化調整区域では、原則として市街化を抑制しますが、広域幹線道路沿道等の開発動向が活発な地区においては、一定のルールをもとに秩序ある土地利用を計画的に誘導します。



② 地域の特性に応じた計画的な土地利用の推進

- 住宅地、商業地、工業地及び集落地など各地域の土地利用特性を基本に計画的な土地利用の実現を図ります。

2. 安心・安全で快適に暮らすための防災・減災まちづくりの方針

(1) 自然災害に強い土地利用の方針

- ハード整備とソフト施策を組み合わせ、災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 防災・減災対策の強化方針

- 市街地内における危険区域の改善、公共公益施設等の安全性の向上、避難場所の確保とともに、国土強靱化地域計画の早期の実現を図ります。

(3) 安全で安心な道路空間の整備方針

- 幹線道路の安全性を向上するため、歩行者空間の整備やバイパス整備を推進します。
- 生活道路空間においては、交通事故等の危険性の高い箇所についての対策を検討します。



3. コンパクト+ネットワーク型の都市施設の整備方針

(1) 主要な都市機能の維持・整備方針

- 人口減少時代においても町民の便利で文化的な生活を支える都市機能の維持を図るために、既存ストックを活かしながら、拠点への都市機能の集約を図っていきます。

(2) 交通ネットワークの整備方針

- 町民生活の多様化、広域化など、今後の社会情勢のニーズに的確に対応するため、広域交通ネットワークの整備を図ります。また、人と環境にやさしい交通を実現するため、町民の通勤、通学、買物といった生活における交通環境の向上を目指します。

(3) 生活インフラの整備方針

- 下水道（汚水）整備は、市街化区域を中心とする計画区域の公共下水道事業を推進しながら、居住環境など公衆衛生の改善や河川などの公共用水域の水質保全に努めます。
- 町内に整備されている県営住宅・町営住宅については、居住水準の向上、敷地の有効利用及びライフスタイルの多様化に対応する住宅の供給を推進します。

4. 活力・魅力に満ちあふれるまちづくりの方針

(1) 活力を生み出す市街地整備方針

- 町の顔として活力を生み出す中心市街地の再生・再構築を図ります。
- 幹線道路整備に合わせた市街地誘導により、沿道の賑わいを創出します。
- 都市と自然が近接する特性を活かし、ゆとりある居住環境を創出します。
- 中古住宅の再生・リノベーション等により、空き家・低未利用地の有効活用を推進します。



中心市街地



くまの・こども夢プラザ

(2) 魅力あふれる景観形成の方針

- 景観資源を今後も維持・活用していくために、住民、事業者・団体、行政等の関係者が意識を共有し、協働しながら景観まちづくりを進めていきます。

5. 人と自然が調和する水と緑のネットワーク整備方針

(1) 自然環境の保全の方針

- 個性ある風致景観を備え、うるおい豊かな都市環境を形成するため、各ゾーンの特長を活かして自然環境の保全・育成を図ります。

(2) 公園・緑地の整備・活用方針

- 個性ある市街地環境を育成するため、公園や都市緑地、二河川、熊野川など熊野らしさを織りなす水と緑を、今後とも守り・活かしていきます。



農業祭

(3) 都市環境形成の方針

- 生産から流通、消費、廃棄といった資源消費型の一方通行的な構造から、再資源化・再利用などの資源循環型への転換を図ります。

(4) 農地の保全・活用の方針

- 都市農地が有する農産物の供給機能、防災機能、良好な景観形成などの多面的な機能について、都市農業振興基本法の趣旨に則り、適切かつ十分に発揮させることを通じて良好な都市環境の形成を図ります。

6. 住民主体のまちづくりの推進方針

(1) 継続的な都市づくり

- 道路・河川・公園等の維持管理・活用について、地域住民の関わりによって自由な発想に基づく活用やきめ細かな維持管理を可能とする体制構築を図ります。

(2) 町民主体のまちづくりの推進

- 町民等への支援策、町民のまちづくりへの参画意識の喚起、まちづくりの場づくり、住民主体による提案制度を活用した地区計画の推進について検討を行います。

5 地域別構想

中央地域② (萩原・城之堀)

【地域の特徴】阿戸別れ交差点から北部につながる(一)瀬野呉線沿線にはサービス施設等が集積し、町民の日常生活を支えています。また、黒瀬方面からの入口付近に立地する観光交流促進機能も有する民間公園や、地域北部や道上川沿いに広がる農地、土岐ノ城山など、豊かな自然環境も有する地域です。



東部地域 (初神・新宮)

【地域の特徴】深原地区の工業集積地や町内唯一の地区公園、深原地区公園を有していることや山林を背景に広がるのどかな田園集落が特徴的です。防災の観点では、近年のハザードエリアの見直しにより、それまで指定避難所とされていた東公民館が土砂災害警戒区域に指定されたことから、安全な市街地への避難環境整備を進めています。



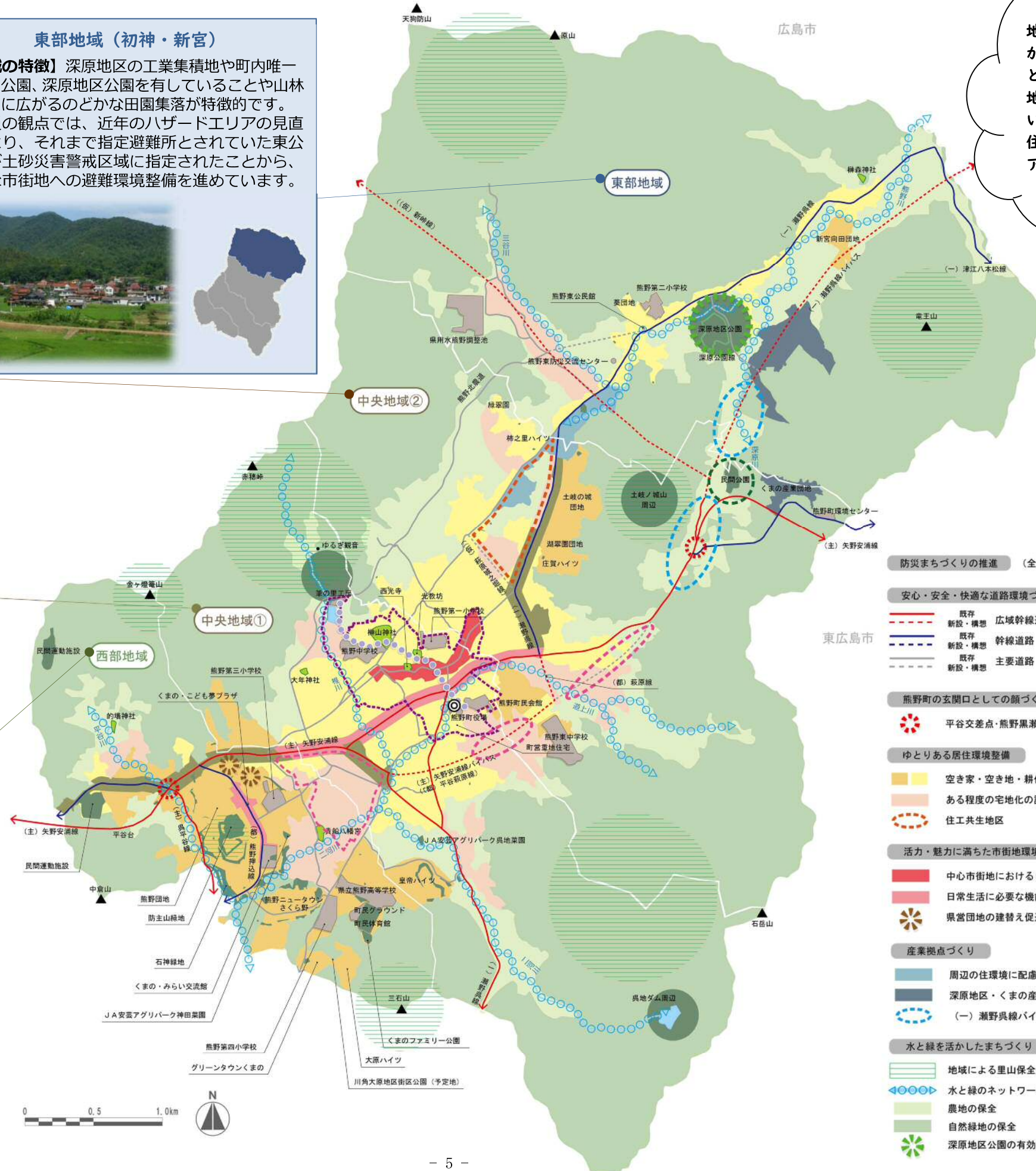
中央地域① (呉地・出来庭・中溝)

【地域の特徴】筆の里工房周辺を観光交流拠点と位置づけ、榊山神社をはじめとする歴史・文化を伝える景観や坂面大池周辺の親水空間等を活かしながら、筆の軸周辺の活性化に向けたまちづくりを展開しています。一方で、モータリゼーションの進展に伴い進行した中心市街地の空洞化対策や、整備中の(主)矢野安浦線バイパスに対応した沿道市街地の検討が求められています。



西部地域 (熊野団地・川角・平谷)

【地域の特徴】計画的に形成された住宅団地が多い地域であり、学校や公共施設も集積しています。近年、老朽化した公共施設の建替えや跡地活用を実施するなど、社会情勢の変化に応じたまちづくりを展開しています。平成30年7月豪雨では、大原ハイツをはじめ土砂災害による甚大な被害を受けた箇所も存在し、防災面の強化が求められています。



地域別構想は、住民の皆さんが日頃身近に感じる地域ごとの特性を活かしながら、地域のまちづくりを行っていくためのプランです。住民の皆さんでブラッシュアップしていきましょう！



【凡例】

- 防災まちづくりの推進 (全域)**
 - 安心・安全・快適な道路環境づくり
 - 既存 広域幹線道路
 - 新設・構想 広域幹線道路
 - 既存 幹線道路
 - 新設・構想 幹線道路
 - 既存 主要道路
 - 新設・構想 主要道路
 - 道路整備に対応した沿道市街地整備手法の検討地区
 - (主) 矢野安浦線沿道におけるサービス施設の維持・創出
- 熊野町の玄関口としての顔づくり**
 - 平谷交差点・熊野黒瀬トンネル周辺における玄関口としての顔づくり
- ゆとりある居住環境整備**
 - 空き家・空き地・耕作放棄地等の活用、農家の良好な屋敷林や生垣の保全
 - ある程度の宅地化の許容・ゆとりある田園住宅地の育成
 - 住工共生地区
- 活力・魅力に満ちた市街地環境づくり**
 - 町全体を支える都市拠点の機能強化
 - 中心市街地におけるリノベーションまちづくり・地域の活力再生
 - 日常生活に必要な機能の維持・地域の賑わい創出
 - 県営団地の建替え促進
 - 筆の軸
 - 中心市街地エリア
- 産業拠点づくり**
 - 周辺の住環境に配慮した軽工業機能の維持・保全
 - 深原地区・くまの産業団地における町の産業振興
 - (一) 瀬野呉線バイパス整備に対応した産業誘導地区
- 水と緑を活かしたまちづくり**
 - 地域による里山保全活動・自然とのふれあいの場の形成、自然緑地の保全
 - 水と緑のネットワークの形成
 - 農地の保全
 - 自然緑地の保全
 - 深原地区公園の有効活用
 - 都市公園等の緑地の保全・活用
 - 文化的意義を有する緑地の保全
 - 観光・レクリエーション構想地区

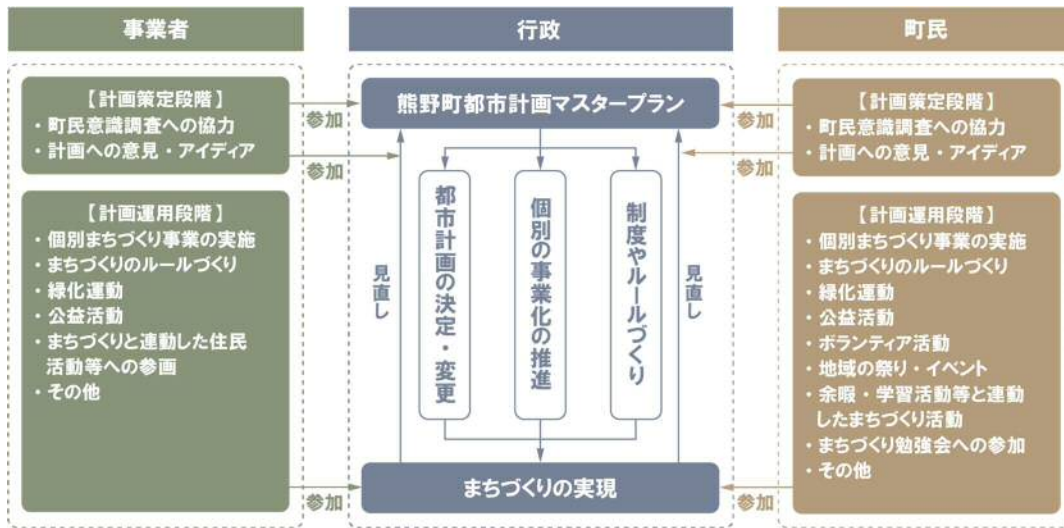
6

計画の推進方針

多様な主体の協働によるまちづくりの推進

熊野町都市計画マスタープランで掲げたまちづくりの目標や、各種まちづくりの方針の実現を図るためには、町民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を認識し、協働によるまちづくりに取り組むことが求められます。以下に、協働のまちづくりにおける各主体の役割を整理します。

多様な主体の協働によるまちづくりのイメージ



効率的な都市運営

これからのまちづくりにおいては、人口減少・少子高齢社会に対応した効率的な都市運営が求められます。そのため、各種計画との連携、民間活力の積極的な導入、デジタル技術の活用などの3つの観点から、その実現を図ります。

計画の適切な運用

都市計画マスタープランの内容が個別部門計画や施策、事業へと移行するよう、PDCA サイクルに基づき、概ね5年ごとに進捗状況の検証を行い、必要が生じた場合は見直しを行います。

検証方法のイメージ

